# 【事案Ⅲ-5】火災共済金請求

· 2020 年 11 月 10 日 裁定終了

### <事案の概要>

本件は、申立人が、その所有する建物を共済の目的として被申立人との間で締結していた普通火災共済契約に基づき、2018 年 9 月 30 日の台風 24 号により建物が損壊したと主張して、損害共済金の支払を請求したが、被申立人が、本台風による申立人所有の建物の損壊について認められる共済金の額を 1,577,470 円に止まるとしたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

#### <申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

2018年9月30日の台風24号により建物が損壊した損害につき、被申立人は見積額の全額を支払え、との判断を求める。

## 2. 申立ての理由

- (1) 申立人は、本件台風により本件建物が損壊した損害につき、業者に対し修理費用の見積もりを依頼したところ、7,814,880円の見積書の提出を受けた。
- (2) 本件建物については、建築後、毎年屋根の修繕をし、トタンの塗装やネジの締め 直し等を施工しており、屋根や壁の損傷、経年の損傷などの異常はなかったのであ るから、被申立人は見積額の全額を支払うべきである。

## く共済団体の主張>

- 1. 申立ての趣旨に対する答弁 申立人の請求は認められない、とする判断を求める。
- 2. 申立ての理由に対する答弁

被申立人は、申立人からの共済金の支払請求を受けて、2度にわたり損害鑑定の 専門家を同行して現場を調査し、建物の損壊状況を精査した。その結果、本件各建物 の損傷について、老朽化、施工不備、管理不足が要因とみられる箇所を本件約款・事 業規約上の風災と因果関係がないものとして除外し、風災による損害箇所のみを損害 額として容認したが、その金額は1,577,470円である。

#### <裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない。」と裁定し、裁定手続を終了した。

(1) 申立人は、本件台風によって、本件建物に 7,814,880 円相当の修繕費を要する損

害が生じたとして、同金額の共済金の支払を求めるものであるが、これを証するものとして提出されている証拠資料は、本件見積書のみである。

(2) そこで、本件見積書の内容をみるに、それに計上されている修繕項目と規模は、 本件台風によって損傷した箇所の修繕にとどまらず、広く経年劣化や管理不足等に よる損傷の修繕を含み、いわば本件各建物を全面的に補修することを予定したもの であることが明らかであり、本件見積書に計上された修繕費用をもって本件台風に よる損害についての共済金の額と認めることはできないものと言わざるを得ない。